

国不入企第49号
令和6年3月27日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国土入企第6号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』に係る取組について周知を図ってきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、円滑な施工確保対策や新たな課題への対応等について追加する改訂が行われ、別添1のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和6年3月27日付け国営積第14号）により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

国 営 積 第 14 号
令和 6 年 3 月 27 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

『営繕積算方式』の普及・促進について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、公表しているところである。

今回、働き方改革の推進に向けて令和6年度から開始する新たな取組みを追加する等の改訂を行ったので通知する。

引き続き、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して、各種会議や公共建築相談窓口における対応等、様々な機会を捉えて広く情報提供することで、『営繕積算方式』の普及・促進を図らるたい。

国不入企第47号
令和6年3月27日

各都道府県担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国土入企第6号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いしてきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、円滑な施工確保対策や新たな課題への対応等について追加する改訂が行われ、別添1のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和6年3月27日付け国営積第14号）にて大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されましたので、貴職におかれましては、別添1を参考に『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

国不入企第48号
令和6年3月27日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国土入企第6号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』に係る取組について周知を図ってきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、円滑な施工確保対策や新たな課題への対応等について追加する改訂が行われ、別添1のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和6年3月27日付け国営積第14号）にて大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。